

令和 3 年度 決 算 に 基 づ く
健全化判断比率及び資金不足比率
審 査 意 見 書

大 垣 市 監 査 委 員

監 第 81 号
令和4年8月10日

大垣市長 石田 仁 様

大垣市監査委員 田邊 雅範
大垣市監査委員 不破 光司

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査をしたので、別紙のとおり審査意見を提出します。

なお、不破 光司 監査委員は大垣市土地開発公社の監事の職にあるため、将来負担比率の審査については地方自治法第199条の2の規定により除斥しました。

令和 3 年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 資金不足比率

第 2 審査の期間

令和 4 年 7 月 11 日から令和 4 年 8 月 10 日まで

第 3 審査の方法

審査の実施にあたっては、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかの確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の概要及び意見については、次のとおりである。

1 健全化判断比率

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	-	11.52%	20.00%
連結実質赤字比率	-	-	-	16.52%	30.00%
実質公債費比率	0.9%	1.3%	1.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	37.0%	32.5%	25.0%	350.0%	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため、「-」と表示した。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

実質赤字額がないため、前年度に引き続き算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

連結実質赤字額がないため、前年度に引き続き算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3か年の平均である。

当年度は1.7%で、前年度に比べ0.4ポイント上昇したものの、財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準25.0%を下回っており、良好な状態が維持されている。

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、現時点での一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

当年度末における将来負担比率は25.0%であり、財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準350.0%を下回っている。また、前年度に比べ7.5ポイント低下しており、これは主に公営企業債等繰入見込額の減少や充当可能基金の増加によるものである。

2 資金不足比率

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	経営健全化基準
公設地方卸売市場事業会計	-	-	-	20.0%

(注) 資金不足額がないため、「-」と表示した。

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業会計において資金不足額がないため、前年度に引き続き算定されない。

3 審査意見

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、健全な状態を維持している。

引き続き少子高齢化に伴う人口減少や、老朽化した公共施設対策及び災害等への備えなどの将来負担を考慮した行財政運営を行い、計画的かつ効率的な財政運営に努められたい。

算定対象会計

